

# 市営住宅だより

令和6年3月1日号 編集発行：新潟市 住環境政策課



## 非常時の備えを！



### ・避難経路の確認

→ 各住宅の非常時の避難経路を確認してください。

### ・家具の転倒防止

→ 大きい家具等の置き方を検討し、転倒防止対策を。

### ・食料・飲料などの備蓄

→ ライフラインが止まった場合に備え、日ごろから備蓄を。

### ・家族や知人との安否確認方法を確認

→ 連絡方法や集合場所を事前に話し合っておきましょう。

また、**住宅火災**が昨年に比べて多く発生しています。  
ストーブやコンロの使用には十分に注意しましょう。



## 家財保険について



災害時に自分の家財を守るために、必要に応じて家財保険への加入についてご検討ください。（加入手続きは各自で各保険会社にお問い合わせください。）

市営住宅サービスセンター（平日8:30～18:00、土曜8:30～12:00）

▶**北区、東区** … 万代サービスセンター（TEL:025-374-5410）  
中央区万代4-1-8 文光堂ビル2階

▶**上記以外の区** … 白山サービスセンター（TEL:025-234-5252）  
中央区白山浦1-614-5 白山ビル1階

## 減免の受付を開始します

- ・令和6年度の市営住宅家賃・駐車場使用料の減免申請の受付を開始しました。
- ・下記に該当する方で、令和6年度の減免申請を希望される方は、担当サービスセンターで手続きをしてください。
- ・ご不明な点があれば担当サービスセンターにご相談ください。

### 家賃の減免を受けられる世帯

- ・生活保護を受けていない世帯で世帯全員の収入合計額（障害年金など非課税分も含む）が生活保護基準以下の世帯
- ・長期入院のため、生活保護の住宅扶助費が停止されている世帯
- ・天災及び火災により（家内にある）家財に著しい損害を受けた世帯

### 駐車場使用料の減免を受けられる世帯

- ・自動車税または軽自動車税の減免を受けている方がいる世帯
- ・駐車禁止除外指定者許可証の交付を受けている方がいる世帯

### 注意事項

★減免は自動的に更新されません。毎年度、申請が必要です！

- ・4月分から減免を受けるためには、**4月30日（火）まで**に必要な書類を揃えて申請してください（**必着**）
- ・5月以降に申請された場合は、申請月の翌月分（6月）から減免適用となります。
- ・減免を申請しても、審査により不承認となる場合もあります。
- ・家賃・駐車場使用料に未納がある方は減免を受けられません。

## 自治会活動にご協力ください

市営住宅は、入居者のみなさんで共同して自治会などを組織し、維持管理・運営されています。敷地内の清掃や除草、低木伐採についても、入居者のみなさんで協力して行っていただいております。円滑な運営のために、自治活動への積極的な参加をお願いします。

## 長期留守にする場合には

長期入院等のやむを得ない事情により、住宅を**10日以上**空けてしまう場合については、**必ず担当のサービスセンターに連絡をしてください**。また、急な事態が起こった場合の備えとしては、事前に親族等に連絡を依頼しておくことも大切です。

安否確認等により、鍵交換が発生した場合の修繕費は入居者負担となり、防犯上も重要なことですので、ご理解をお願いします。

## 窓やベランダからの転落事故に注意！

窓からの転落事故が発生する可能性があります。**窓やベランダの手すり付近に足場となるような物を置かない、子どもだけで遊ばせない**等、転落事故に注意してください。

家賃等は必ず納期限内に納付してください。

滞納状況によっては、**法的措置を実施**することになります。

今一度お配りしている「市営住宅のしおり」をご確認ください。

## ～各種届出・申請のご案内～

**以下に該当する場合は届出・申請が必要です。**

・届出や申請の手続きについては、担当サービスセンターにご相談ください。

・各申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

- ① 住宅を退去する・駐車場を返還する場合  
→ **市営住宅（駐車場）返還届**
- ② 入居者の親族が市営住宅に同居する場合  
→ **市営住宅同居申請書**
- ③ 入居家族に異動（出生・死亡・転出等）がある場合  
→ **市営住宅入居家族異動届**
- ④ 住宅・駐車場の名義人が死亡または退去した場合  
→ **市営住宅（駐車場）承継申請書**
- ⑤ 市営住宅の駐車場の使用を必要とする場合  
→ **市営住宅駐車場使用許可申請書**
- ⑥ 駐車場の使用状況（使用者・車両等）を変更する場合  
→ **駐車場使用変更届書**
- ⑦ 車庫証明が必要な場合  
→ **自動車保管場所使用承諾証明申請書**
- ⑧ 居室内に手すりを設置や電気容量を変更したい場合  
→ **市営住宅模様替又は増築工事申請書**